

京都市介護保険料徴収率向上対策本部設置要綱

第1条 介護保険料は介護保険事業を運営するための基盤であり、保険料徴収率向上は、介護保険事業運営の安定化を図り、被保険者間の負担の公平性を確保するうえで極めて重要な課題である。

このため、保険料徴収率向上に向けた取組を、全庁一丸となってより強力に推進するために京都市介護保険料徴収率向上対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（構成）

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長
- (2) 区役所・支所保健福祉センター健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）
- (3) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進担当部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長が必要と認める本市関係職員

（本部長及び副本部長）

第3条 対策本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長とし、副本部長は保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進担当部長及び当番健康福祉部長をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（対策本部の招集）

第4条 対策本部は、本部長が必要と認めるとき、本部長が随時招集する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（幹事会）

第5条 対策本部に付議する事案の調整を行うため、対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課資格・認定給付担当課長
 - (2) 区役所・支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長（以下「健康長寿課長」という。）
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

(幹事長及び副幹事長)

第6条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課資格・認定給付担当課長とし、副幹事長は当番健康長寿推進課長をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。